

宮崎県三股町「地域おこし協力隊」（農政部門）募集要項

三股町は、宮崎県南西部に位置し、本県第二の都市である都城市に接しています。面積は110km²であり、東西18km、南北12.7kmのハート型の地形で町の約70%は鰐塚山系に囲まれた平均標高250mの台地から形成されています。

本町は、比較的安価な土地の割に都城市や宮崎市とのアクセスがいいことなどから、平野部においては居住環境が充実しており、全国の自治体の中でも人口が増加傾向にある珍しいまちの一つです。

また、子どもの医療費助成や放課後児童クラブの充実など、子育て支援も手厚く、年少人口比率も県内で連続1位を記録するなど、若い世代が多いまちでもあります。

しかしながら、将来の人口ビジョン（人口の推移を予測した指標）によると、今後緩やかに人口減少が進むことが予測されており、人口減少による地域コミュニティの維持・存続が危ぶまれています。

そこで、首都圏などでさまざまな経験・活躍をされている皆様のお力を借りながら、三股らしい地域おこしを進めていきたいと思います。

○募集する隊員の業種及び募集人数

地域農業の担い手として、集落営農法人（法人名：農事組合法人 今新）を拠点とした農作業をはじめ、農業振興による町の活性化を図るため、将来的に町の農業に携わってくださる、地域おこし協力隊を3名程度募集します。

（1）集落営農法人（農事組合法人 今新）を拠点とした活動（3名程度）

（活動計画）

- ・「農事組合法人 今新」を活動拠点として、農業に関する技術指導を受けながらの農作業等の支援及び、その他町内農家での営農体験活動
- ・SNSや動画、広告媒体を活用した、町内農業の情報発信や普及啓発活動
- ・農業に必要な資格取得に係る講習会や研修会への参加
- ・移住又は就農相談会等での協力活動のPR
- ・任期終了を想定し、本町での農業に対する向き合い方の検討（専業・兼業）【2年目】
- ・認定新規就農者への準備活動（専業希望者のみ）【3年目】

2 応募資格 次の条件をすべて満たす方とします。

（1）年齢：概ね20歳以上の方（申し込み時点）

（2）3大都市圏（※1）及び政令指定都市（※2）に在住の方で、生活の拠点を三股町に移すとともに、三股町に住民票を異動することができる方

（3）心身ともに健康で地域住民の皆さんとコミュニケーションがとれるとともに、地域おこし活動に意欲と情熱があり積極的に活動できる方

（4）普通自動車運転免許を取得している方

- (5) パソコンの一般的な操作ができる方
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
- (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する職員の欠格条項に該当しない方
- (8) 自治公民館に加入し、地域コミュニティ活動に積極的に参加いただける方
 - ・3大都市圏(※1)とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。
 - ・政令指定都市(※2)とは、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市をいう。
 - ・ただし、上記地域のうち、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域以外に住んでいることが条件となる。

3 活動場所 宮崎県三股町

4 活動時間

- (1) 原則として1週間当たりの勤務時間を概ね35時間とします。
※ ただし、繁忙期及び閑散期の影響で勤務時間数が増減します。
- (2) 毎月の活動状況の報告が必要となります。

5 契約形態及び期間

- (1) 三股町との雇用契約は締結せず、委託契約となります。
- (2) 委託期間は任用日から当該年度末とします。次年度の委託更新に関しては、双方協議のうえ決定し、最長3年間とします。
- (3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合には、委託期間中であっても解任することができるものとします。
- (4) 委託日は相談の上、決定します。

6 委託料

- (1) 協力活動に対する対価：250,000円/月【予定】(手当等含む)
※ 指定された活動時間（週35時間）を超えた場合であっても、超過分の追加支給はありません。
※ 通勤手当等は支給されません。

(2) 活動に要する経費：予算（上限 200 万円/年）の範囲内にて支出します。

要件	月額上限
活動に要する車両借上料	20,000円
活動に要するパソコン機器等	5,000円
町内住宅賃借料（隊員自ら契約を要する。）	「三股町地域おこし協力隊設置要綱内部規程の新規制定について」に基づき支給
活動に要する郵送・通信費	5,000円
活動に要する消耗品等（リース、サブスク可）	特になし（ただし、1品1万円以内）
活動に伴う傷害、損害保険料	年額30,000円以内
研修会旅費、研修会参加費	町の規程にならい支給
資格取得等に要する経費（農業関連資格取得に限る）	特に定めなし

7 待遇及び福利厚生

- (1) 三股町との雇用契約はないため、国民健康保険、国民年金、障害、損害保険には、自身で加入してください。
- (2) 活動期間中の賃貸借家賃に対しては、活動に要する経費に含めるものとし、当町の規程により対応します。
- (3) 活動に使用する車両、パソコン等は自身で準備してください。ただし、活動期間中車両やパソコンの借上料及び活動に係る燃料費については、活動に要する経費として精算が可能です。
- (4) 生活用備品や住居の光熱水費等は、自身の負担となります。
- (5) 業務活動以外での自動車等も自身で準備してください。活動車両と併用は可能です。
- (6) その他、活動に必要なものは、必要に応じて予算（上限 200 万円/年）の範囲内で経費精算が可能です。
- (7) 引っ越しに係る経費は、隊員の自己負担になります。

8 応募手続き

- (1) 応募期間 随時（応募状況により、締め切る場合があります。）
- (2) 提出書類 応募用紙に必要事項を記載の上、住民票の写しと運転免許証の写しを添付して三股町役場企画商工課企画政策係まで郵送若しくは持参して下さい。
※応募用紙等はお返しません。

9 選考方法　書類及び面接による選考を行います。

(1) 第1次選考

書類選考のうえ、結果を応募者全員に文書で通知します。

※応募用紙の記載内容で書類選考を行いますので、できるだけ詳しく記載してください。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に面接による審査を行います。詳細は、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。面接の日程は第1次選考合格者に後日連絡します。

※選考結果（最終）は、第2次選考受験者全員に文書で通知します。

10 応募・問い合わせ先

〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

三股町企画商工課企画政策係 担当：西森・渡邊

電話：0986-52-1114（直通） FAX：0986-52-9762

E-mail：kikaku-k@town.mimata.lg.jp